

第10回 水源環境保全・再生かながわ 県民フォーラム（山梨県）を開催しました！

9月4日（土）に第10回 水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムを開催しましたので、結果概要をご報告します。

【テーマ】 桂川の水が神奈川県民の飲み水であることをご存知ですか？
～桂川・相模川流域の環境保全に向けて、今、何が求められているかを考える～

【日時】 平成22年9月4日（土） 13：30～15：30

【場所】 大月市民会館 3階 講堂
住所：山梨県大月市御太刀2-11-22

【参加者】 142名 【意見数】 34件

【内容】 ・山梨県の森林や生活排水への取組について
・神奈川県の水源環境保全・再生施策と両県共同調査について
・相模湖・津久井湖の現状報告について
・山梨県事業関係者の活動報告について
・パネルディスカッション「県民参加による県境を越えた流域環境保全」



桂川・相模川流域の環境保全を図るため、流域を形成する神奈川県と山梨県での取組を紹介し、両県民による意見交換などを行いました。これからの両県での水源環境保全の推進に向けて、大変有意義なフォーラムとなりました。

今後とも、皆さまの積極的なご参加をお待ちしております！

「第2期 かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（骨子案）」にご意見を！

神奈川県がとりまとめた「第2期 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（骨子案）」に対して、県民の皆さまのご意見をお寄せください！提出されたご意見は、県が「第2期 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（素案）」を作成する上での参考とされます。

■意見募集期日 平成22年11月7日（日） ※郵送の場合は当日消印有効

■ご意見の提出方法

タイトル名「第2期 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（骨子案）」及びご意見の対象ページを明記の上、下記のいずれかの方法により提出してください。

【郵送】 〒231-8588 神奈川県環境農政局水・緑部水源環境保全課（住所省略可）

【ファクシミリ】 045-210-8849

【フォームメール】 <http://pref.kanagawa.jp/sosiki/kannou/0517/index.html>

※骨子案は、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、水源環境保全課、及び県HP <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0517/suigenkankyo/plan/2nd-5years/kossian-pubcom.html>にてご覧いただけます。

■問い合わせ先 神奈川県環境農政局水・緑部水源環境保全課（045）210-4352

発行・編集 水源環境保全・再生かながわ県民会議
問合せ 神奈川県 環境農政局 水・緑部 水源環境保全課 調整グループ
横浜市中区日本大通1 TEL（045）210-4352（直通）
ホームページ かながわの水源環境の保全・再生をめざして
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0517/suigenkankyo/index.html>



皆様のご意見・ご感想をお待ちしております

かながわ 水源環境保全

検索



「シカの管理と森林整備で水源地を守ろう！」

～蓑毛から札掛の人工林を視察しました～

<視察事業の概要>

- 視察実施日 平成22年9月8日 水曜日
- 視察箇所 丹沢大山（秦野市・清川村） 菜の花台、ヤビツ峠、青山荘先、札掛
- 関連するかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画事業
 - ・特別対策事業1 「水源の森林づくり事業の推進」
 - ・特別対策事業2 「丹沢大山の保全・再生対策」

<今回の森チームモニターの視点について>

今年5月31日に、水源環境保全・再生かながわ県民会議から知事あてに『第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画』に関する意見書を提出いたしました。この中では、森林関係事業について、「水源かん養や土壌流出防止、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能の観点から、シカの管理と森林整備の一体的実施を次期計画に位置づけ、地域に応じて、水源の森林づくり事業や丹沢大山の保全・再生対策などの関係事業と連携して取り組むべきである」という意見を盛り込んでいます。

そこで、今回の事業モニターでは、第2期計画の策定に向けて、丹沢大山における「シカの管理と森林整備の一体化」に焦点をあて、蓑毛（秦野市）から札掛（清川村）間の県道70号秦野清川線沿いの人工林を視察することにしました。



秦野市（菜の花台）



秦野市（ヤビツ峠付近）



※水源環境保全・再生かながわ県民会議とは、水源環境保全税を使って行う施策に県民意見を反映させるために県が設置した組織です。一般県民・学識者など30名からなり、市民団体への支援や県民フォーラムの開催、事業モニターなどを実施しています。このニュースレターは、委員が現地に行き、県民の目線で事業をモニターした結果を、皆様に分かりやすくお伝えするものです。

「森林の保全・再生には、“シカの管理”がカギ☆」

～改めて知るシカと森林の深い関わり、シカの管理の必要性～

事例1 森林の手入れとシカの管理の行き届いた人工林（県道70号線沿い菜の花台付近）

【内容】森林整備とシカ管理捕獲が適切に行われて、林床植生が豊かに茂っている。



適正に整備され明るい森林

森林整備とシカの管理がきちんとされると、こんなに植生が豊かになるのね！



事例2 森林の手入れとシカの管理が不足している人工林（県道70号線沿いやびつ峠付近）

【内容】森林整備が十分に行われず、陽光が入らないため、下草が生えずに裸地化している。



十分な整備がされず暗い森林

Q “シカの管理”って
どういうことなの？



A 「シカの管理」とは、自然植生の回復や農林業被害の軽減を図るため、県による捕獲や狩猟によって、シカの個体数を適正な水準に調整することを意味しています。

また、シカの管理にあたっては、モニタリング調査により生息状況等の情報を収集し、毎年、捕獲頭数を見直しています。



※特別対策事業

- 1 水源の森林づくり事業の推進
- 2 丹沢大山の保全・再生対策
- 3 溪畔林整備事業
- 4 間伐材の搬出促進
- 5 地域水源林整備の支援
- 6 河川・水路における自然浄化対策の推進
- 7 地下水保全対策の推進
- 8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進
- 9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進
- 10 相模川水系流域環境共同調査の実施
- 11 水環境モニタリング調査の実施
- 12 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり

事例3 シカの影響を受けた人工林（県道70号線沿い青山荘先）

【内容】森林整備は行われているが、シカの影響で林床植生が十分に見られない。



間伐がされ、日光が射し込む

シカの採食により
土壌が露出



←シカの採食の様子

シカ問題についての映像を観る
県民会議委員 →



事例4 シカ対策を講じた人工林（※写真は「札掛森の家」敷地内）

【内容】植生保護柵の設置により、柵内ではシカの採食が防止されている。



植生保護柵

【柵内】
柵内にはない
低木が生えている

【柵外】
シカの食べない
草のみが生えて
いる

Q 所有者が手入れを
しない森林は、誰が
どうやって管理するの？



A 森林、特に人工林は、手入れがされないまま放っておくと荒廃が進んでしまいます。そこで、県ではこうした手入れ不足の森林を確保し、枝打ちや間伐などを行って健全な状態になるよう管理しています。

しかし、県が契約できるのは2ha以上の森林に限られているといった制約があるため、第2期計画では、“県の代わりに森林組合が2ha未満の小規模な森林の長期的管理を行う制度”のメニューを検討しています。



個人県民税の超過課税による 水源環境保全・再生への取組み

県では、平成19年度から個人県民税の超過課税を県民の皆様へお願いし、納税者一人当たり平均して年額約950円をご負担いただいています。これによって、森林の保全・再生のほか、河川や地下水の保全・再生、ダム集水域での生活排水対策など「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（計画期間：平成19～23年度、事業費約190億円）に位置付けた12の特別対策事業※を推進しています。

なお、平成24年度からの第2期5か年計画については、現在、県において策定作業を行っています。

森チームモニターまとめ

森林整備とシカの管理捕獲が適切に行われている事例1の財産区有林では、林床植生が豊かに茂り、水源林として健全な状態に再生されている様子が観察できました。一方、森林整備が十分に行われず日光が射さなくなった暗い私有林では、十分な林床の植生がなく森林荒廃が進んでおり、森林整備の必要性を再認識させられました。また、近年、林業会社が作業道をつくり、高性能な林業機械による木材搬出を行い始めたことにより、雨が降ると作業道からの土砂の流出が懸念されるところも見られました。

午後に行われた室内講義では、シカの過密化やそれによる森林被害の実態を、映像資料を通して観ることにより、森林整備と共にシカの管理を一体的に行っていく必要性を痛感しました。

これからは、シカの管理と森林整備のバランスを適切にコントロールしていくことが重要と考えます。